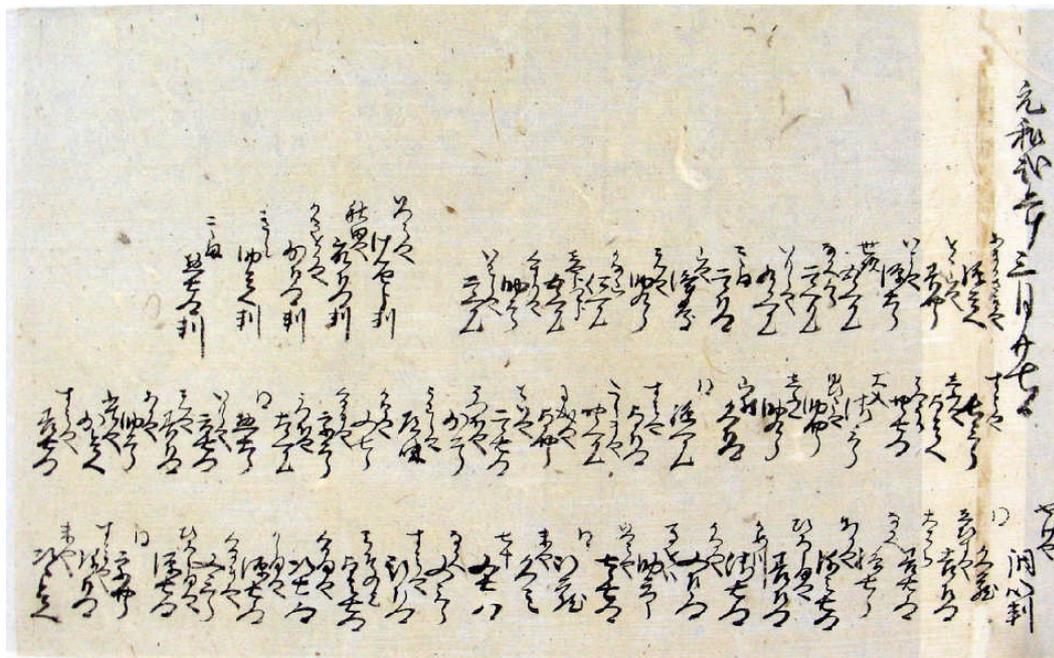
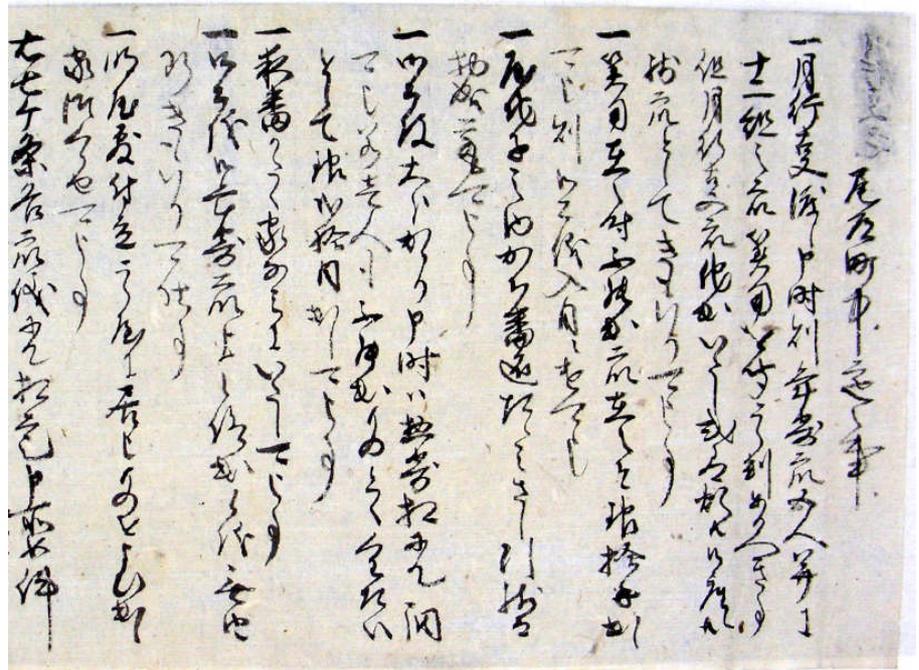


尾道町中定めのこと 元和2年(1616)3月27日

渋谷家文書(9103-177)

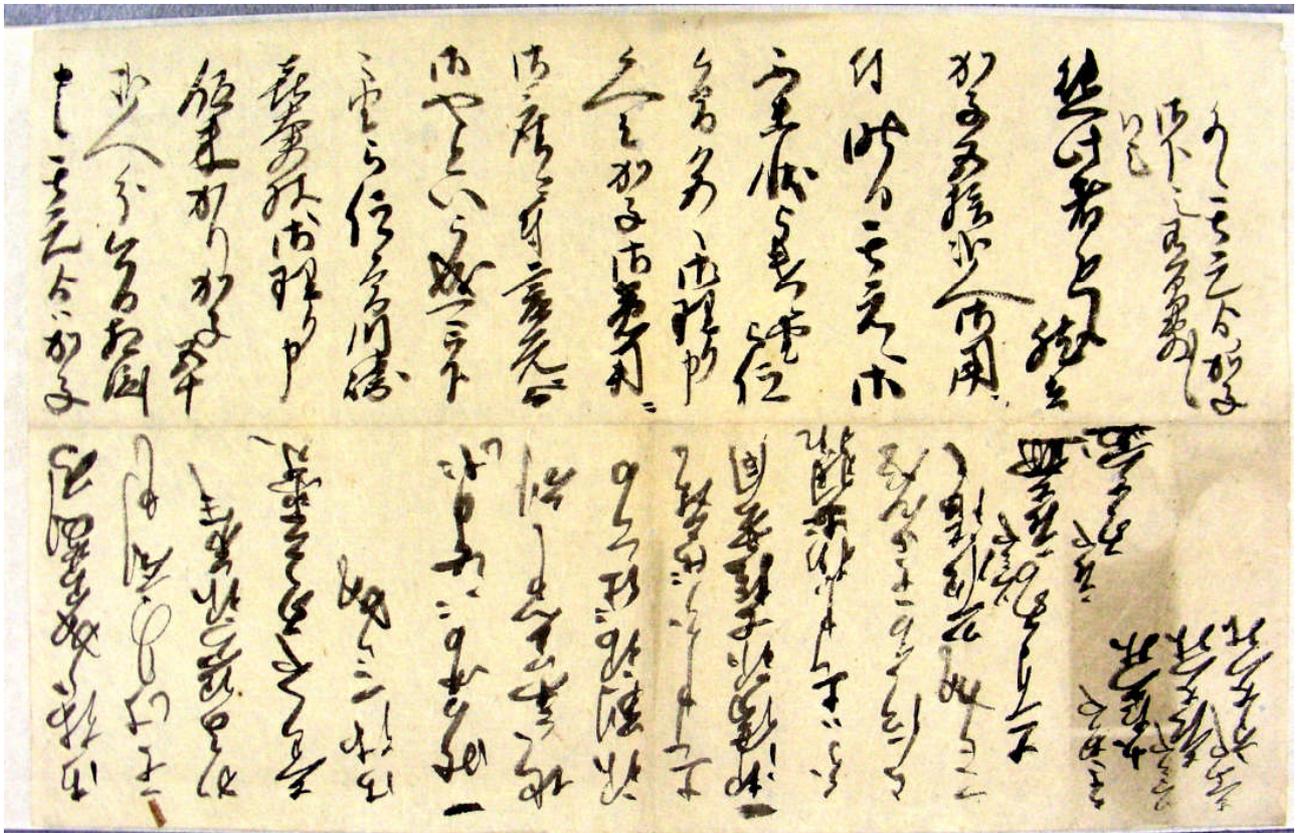
泉屋幻松(いつみやけんせう)以下5名の年寄と、<sup>ちようしん</sup>やけや調心以下60名の月行事が衆議によって取り決めた、<sup>まちざだめ</sup>尾道町の運営に関する「町定」の写しであり、当時の尾道町に「自治」的組織があったことが明らかになる重要な資料である。町の運営は、1名の年寄と、5名の月行事(12組)が月ごとの輪番制で行い、必要に応じて臨時の<sup>そよりあい</sup>「惣寄相」が持たれた。



泉屋庄右衛門・庄屋五郎兵衛書状（年不詳）11月5日

渋谷家文書（9103-139）

加子<sup>かこ</sup>役は臨時的要素が強く、尾道商人が抱えている加子では応じ切れないため、操船可能なものを加子として雇わなければならない、商人にとっては大きな負担となった。この書状は、町が52人の加子を負担することになり、一旦は各組から調達しようとしたが、急用で加子を雇うことを命じられたため、差し出す代わりにその賃銀をしわくや（塩飽屋）五郎兵衛へ支払うことを伝えたものである。また、70貫目に及ぶ借銀の返済についても言及している。



かこちん はんまいだいぎん  
加子賃・飯米代銀請取書 元和5年(1619)8月7日

渋谷家文書(9103-204-4)

紀州和歌山37万石余の領主であった浅野長晟は、この年の7月、芸備42万6000石余への転封を命じられ、8月6日に鞆に到着した。そこで幕府上使から新領知の引渡しを受けた長晟は、海路広島へ向かい、8日に広島へ入城した。尾道町の年寄衆は6日、新藩主一行を出迎えるため35石船を雇って糸崎まで出向いた。この文書は、その後阿伏兎を経て翌日尾道へ帰るまで、2日分の船及び加子賃・飯米12匁の請取書である。

今取部あり  
うけり  
但馬守長晟より所運長  
時三夜おれ毎に八人のせし八月  
よりいと備し集いとさきらり  
あふとすし集し七白ありし二下ト  
舟よりし候きん、海よりし中か体  
えとみと八月七日  
長晟  
久...